日本糖尿病学会会員の皆様へ

日本糖尿病学会の団体保険制度

勤務医師賠償責任保険(医師賠償責任保険)● **勤務医のみ** 加入できます

New **所得補償・医療補償・がん補償**(団体総合生活保険)● **勤務医・開業医の先生 コ・メディカルスタッフの方も** 加入できます

団体割引を適用

勤務医師賠償責任保険は

団体割引 20%

簡単な加入手続き

同封の返信封筒にて「加入依頼書、口座振替依頼書」をご提出いただくだけで、簡単にご加入手続きいただけます。

中途加入が可能

毎月20日締切で翌月1日を補償開始日として、ご加入いただけます。
(保険終期は2021年5月1日午後4時)

※団体総合生活保険にご加入の場合、加入依頼書に健康状態を正しくご記入いただきます。ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。

保険期間 2020年5月1日(金)午後4時～2021年5月1日(土)午後4時(1年間)

加入締切日 医師賠償責任保険 2020年4月20日(月)

団体総合生活保険 2020年4月20日(月)

お問合わせ先

〈取扱保険代理店〉
株式会社カイトー　ドクター・医学研究営業部
〒160-0023　東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル
E-Mail:med-jds@kaito.co.jp
TEL:03-3369-8811／FAX:03-3369-8851
受付時間　平日午前9時から午後5時20分

〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)広域法人部法人第二課
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4153
受付時間　平日午前9時から午後5時

2019年10月作成　19-T03757

医師賠償責任保険

勤務医のみ

万一の医療事故による高額賠償への備えに。

勤務医師賠償責任保険

被保険者（補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務によって患者の身体に障害（死亡を含みます。）が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、患者の身体の障害が保険期間中に発見された場合に限ります。

※刑事弁護士費用も補償もされます。詳しくはP.4「保険の内容」をご参照ください。

New 団体総合生活保険

勤務医・開業医の先生
コ・メディカルスタッフの方

病気やけがによる就業不能や入院等をサポートします。

所得補償

1口あたり月額保険金額10万円の口数加入で、
収入に応じて最大150万円（15口）限度に保険金をお支払いします。
天災時に生じた傷害などによる就業不能を補償するプランも
お選びいただけます。

※開業医の先生の場合、代診医師雇い入れ費用としてもお役に立ちます。

医療補償

日帰り入院から補償
入院日額10,000円、5,000円の2タイプに加え、
総合先進医療を補償するタイプもお選びいただけます。

がん補償

条件を満たせば、再発、転移してもがん診断保険金が再度受け取れます。
上皮内新生物・白血病も補償対象
入院保険金は1日目（日帰り入院を含む）から、また通院時も補償
患者申出療養制度や先進医療を利用した際の
高額医療にも対応する補償もお選びいただけます。

ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、団体総合生活保険はP27「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

取扱保険代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして取扱保険代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

加入者票：補償開始後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

「勤務医師賠償責任保険」「団体総合生活保険」の保険約款は、取扱保険代理店（株）カイトーのホームページに掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。【ホームページ】▶https://www.kaito.co.jp/professionals/doctor/information/tounyou/

医師賠償責任保険　加入手続きのご案内

	新規加入	中途加入
加入方法	**新規申し込みのお客様** ●加入依頼書、口座振替依頼書 ※ご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒で取扱保険代理店（株）カイトー宛にご提出ください。 ※預金口座振替依頼書部には、口座届出印を鮮明にご捺印ください。 ※会員番号欄に、日本糖尿病学会の会員番号を必ずご記入ください。 **更新のお客様** ●現在ご加入の方につきましては、加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は本パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。変更がある場合のみ変更連絡票（取扱保険代理店よりご送付いたします）をご提出ください。 **ご加入内容をご確認ください** ●ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱保険代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。	
加入締切日	**2020年4月20日（月）** 「加入依頼書、口座振替依頼書」取扱代理店（株）カイトー必着	毎月**20日**（P3をご参照ください） 「加入依頼書、口座振替依頼書」取扱代理店（株）カイトー必着
保険期間 （中途加入の場合は補償期間）	**2020年5月1日（金）午後4時～** **2021年5月1日（土）午後4時（1年間）**	加入締切日の翌月**1日午後4時～** **2021年5月1日（土）午後4時** 例）12月10日申込→1月1日から補償開始
保険料の払込	**2020年7月27日（月）** 年間保険料口座振替 注意! 7月27日が引落し不能となった場合は、8月27日に再請求されます。8月27日も引落し不能となった場合は、始期に遡って免責・解除となりますが、8月31日までに保険料を払込みいただいた場合は契約を存続できます。 **上記日程にご指定の口座から引落し、保険料に充当いたします。** ※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）を通じて行います。	補償開始翌々月の**27日** **上記日程にご指定の口座から引落し、保険料に充当いたします。** ※口座振替は収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）を通じて行います。

団体総合生活保険　加入手続きのご案内

	新規加入	中途加入
加入資格	日本糖尿病学会の会員の方ご本人とそのご家族＊1で、団体契約の始期日時点の年齢が以下の方。 **所得補償**……（新規）**79歳まで**　（継続）**89歳まで** **医療補償・がん補償**…満**5歳**以上満**70歳**以下の方 ＊1 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、ご本人と同居されているご親族の方をいいます。 ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。 被保険者（保険の対象となる方）における用語の解説は、P14をご参照ください。	
加入方法	加入依頼書、口座振替依頼書にご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒で取扱保険代理店（株）カイトーまでご提出ください。 ・預金口座振替依頼書には、口座届出印を鮮明にご捺印ください。 ・会員番号欄に、日本糖尿病学会の会員番号を必ずご記入ください。 ※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。	
加入締切日	**2020年4月20日（月）** 「加入依頼書、口座振替依頼書」取扱代理店（株）カイトー必着	毎月**20日** 「加入依頼書、口座振替依頼書」取扱代理店（株）カイトー必着
保険期間 （中途加入の場合は補償期間）	**2020年5月1日（金）午後4時～** **2021年5月1日（土）午後4時（1年間）**	加入締切日の翌月**1日午後4時～** **2021年5月1日（土）午後4時** 例）7月20日申込→8月1日から補償開始
保険料の払込	**月払保険料口座振替** **初回：2020年5月27日（水）** **以降：毎月27日** 上記日程にご指定の口座から引落し、保険料に充当いたします。 （27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）	**月払保険料口座振替** **初回：補償開始翌々月の27日** **以降：毎月27日** 上記日程にご指定の口座から引落し、保険料に充当いたします。 （27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）

保険料不払時の対応

保険料が2ヶ月連続不払いとなった場合は、集金不能日の翌月末までに未払込保険料（満期までの全額）の払込があった場合には、契約を存続できます。払込が無い場合は、集金不能日に遡って免責・解除となります。**（初回の払込が無い場合は、始期に遡って免責となります。）**

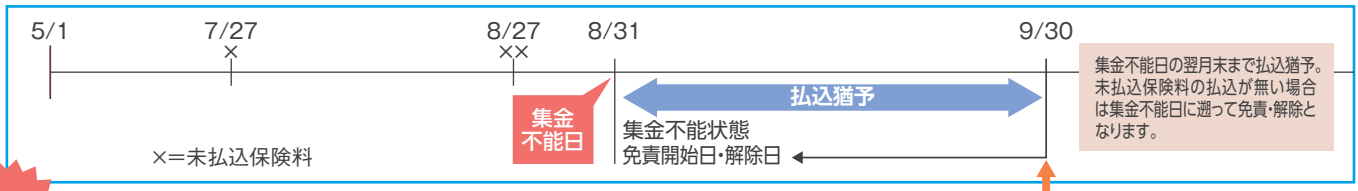

注意　重要　**（例）契約を存続するには9/30までに満期（5/1）までの保険料全額を一括でお支払いただく必要があります!!**

勤務医師賠償責任保険

（賠償責任保険普通保険約款＋医師特別約款）

●加入資格

本団体保険制度に加入できるのは、日本糖尿病学会会員の勤務医師の方に限ります。

（※）日本医師会A①会員(*1)、A②会員(B)(*2)およびA②会員(C)(*3)の先生は日本医師会医師賠責保険にご加入されていますので、本保険にご加入をご希望の場合は、取扱保険代理店(株)カイトーまで、ご相談ください。

（*1）日本医師会A①会員とは、病院、診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、日本医師会A①会員の会費を支払っている先生です。
（*2）日本医師会A②会員(B)とは、勤務医の先生で、日本医師会保険に加入している先生です。
（*3）日本医師会A②会員(C)とは、医師法に基づく研修医の先生で、日本医師会保険に加入している先生です。

日本糖尿病学会の会員ですか。
- NO → ご加入いただけません
- YES ↓

病院、診療所に勤務されている勤務医ですか。
- NO → **ご開業の先生には別の保険をご用意しております。** 取扱保険代理店(株)カイトーまでお問い合わせください。
- YES ↓

日本医師会の会員ですか。
- A会員の方 → **すでに日本医師会保険に加入していらっしゃいます。** 下記の「支払限度額および年間保険料」に記載のMタイプ(100万円)の加入をご検討いただくか、別途ご相談を受けつけますので取扱保険代理店までお問い合わせください。
- NO or B会員の方 or C会員の方 ↓

ご加入いただけます。

取扱保険代理店連絡先　(株)カイトー　TEL:03-3369-8811

●支払限度額および年間保険料

団体割引 20%適用

加入タイプ	支払限度額		免責金額（自己負担額）	年間保険料
	対人1事故	保険期間中		加入者500名以上
Sタイプ	2億円	6億円	0円	51,570円
Aタイプ	1億円	3億円	0円	40,660円
Bタイプ	5,000万円	1億5,000万円	0円	28,800円
Mタイプ	100万円	300万円	0円	4,010円

●中途加入保険料

加入締切日		5月20日まで	6月19日まで	7月20日まで	8月20日まで	9月18日まで	10月20日まで	11月20日まで	12月18日まで	1月20日まで	2月19日まで	3月19日まで
補償開始日		6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
保険料(一時払)	Sタイプ	47,270円	42,970円	38,680円	34,380円	30,080円	25,790円	21,490円	17,190円	12,890円	8,600円	4,300円
	Aタイプ	37,270円	33,880円	30,500円	27,110円	23,720円	20,330円	16,940円	13,550円	10,170円	6,780円	3,390円
	Bタイプ	26,400円	24,000円	21,600円	19,200円	16,800円	14,400円	12,000円	9,600円	7,200円	4,800円	2,400円
	Mタイプ	3,680円	3,340円	3,010円	2,670円	2,340円	2,010円	1,670円	1,340円	1,000円	670円	330円

ご注意　●ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●保険金額・保険料など

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の種類およびお支払い方法		保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険普通保険約款＋医師特別約款	被保険者（ご加入された先生個人）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体の障害が発生したことにつき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし保険期間中に、患者の身体障害の発生が発見された場合に限ります。	この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。） ③緊急措置費用：事故（＊）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ④損害防止軽減費用：事故（＊）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 （＊）医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。 ただし、上記②の争訟費用については上記①の法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合にかぎり、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。		①保険契約者または被保険者の故意に起因する損害 ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害 ③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する損害 ④名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑤美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑥医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑦日本国外で行われた医療業務 ⑧医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑨所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任 等
刑事弁護士費用担保特約条項	日本国内で行った医療業務に起因して被保険者（ご加入された先生個人）が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払します。ただし保険期間中に、事故が発見された場合に限り、発見の時から事件確定までに発生した業務上過失致死傷の疑いに関する費用に限ります。 ※用語の定義等の詳細は、約款をご参照ください。	この補償では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①弁護士費用：被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等 ②訴訟費用：刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます（ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。） これらの費用はその全額が保険金のお支払い対象となりますが、被保険者1名あたり、保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。		①事件確定により被保険者が有罪となった場合 ②刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用 ③弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 ④被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定が為された費用 ⑤被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用 ⑥刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用 ⑦被保険者または保険契約者の故意によって生じた事故 ⑧被保険者と同居する親族に生じた事故 ⑨被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故 ⑩美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故 ⑪所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する事故は除きます。 等

開業医の先生方ならびに開業をご予定の先生方へ（ご注意）

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。開業医の方は、ご加入いただけません。また、勤務医の方が開業される場合は、別途契約の再締結が必要となります。事前に取扱保険代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

●保険期間と保険責任について

この保険は、被保険者（補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人（その医療行為の対象となる者をいいます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
ただし、医療上の事故（患者の身体の障害）が保険期間中に発見された場合に限ります。
ここでいう「発見」は以下①②のいずれか早い時点をいいます。（本保険は発見ベース）
①被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含む）
②被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時を含む）

具体的には以下例1～4の通りです。

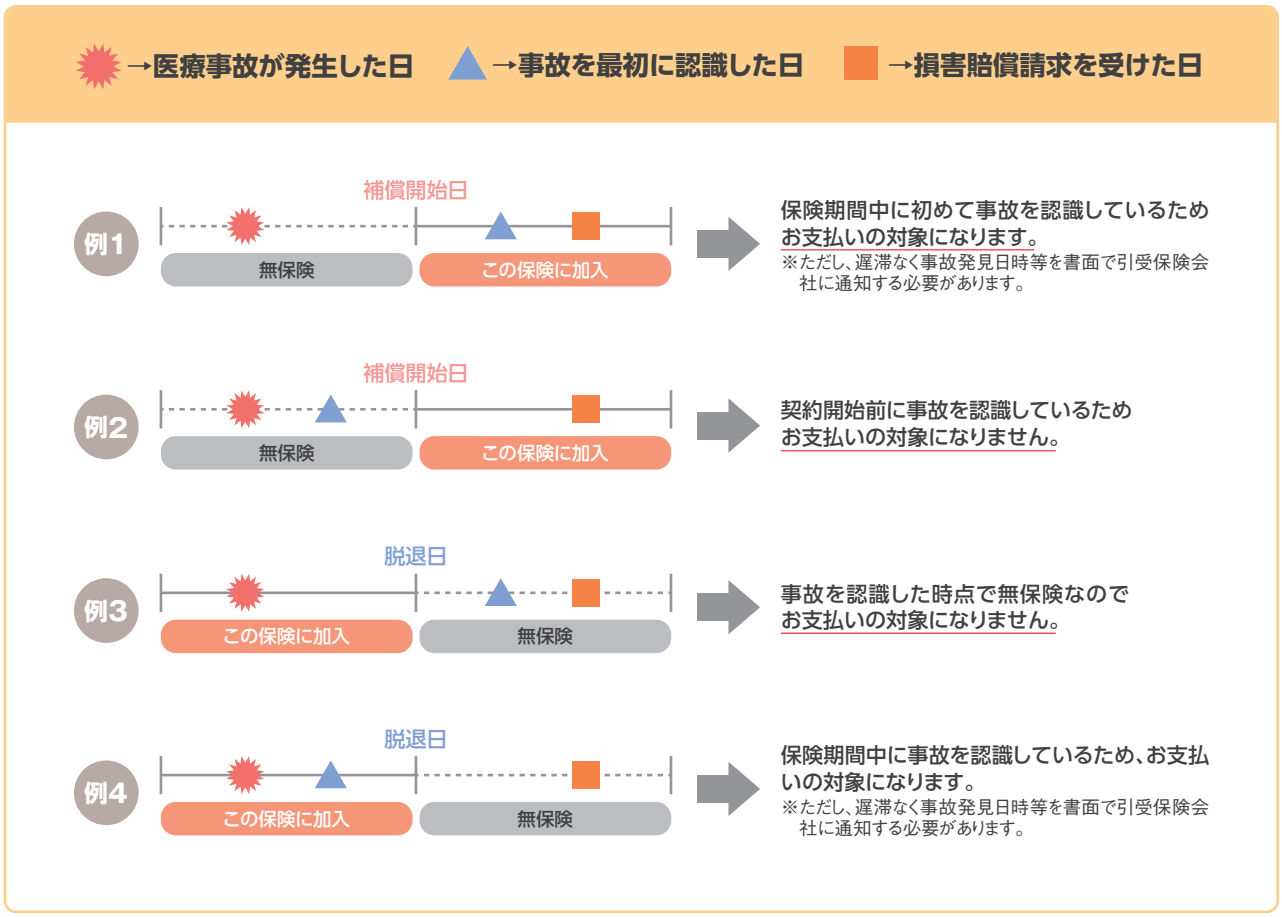

●他の保険会社からの切替えの場合の注意点

詳しくは取扱保険代理店までご相談ください

医師賠償責任保険の他の保険会社からの契約切替えにあたりましては、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

①お客様が知りうるすべての「損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害」を、切換え前に、現在ご加入の保険会社に通知しておいてください。

一般に、医師賠償責任保険では、お客様が、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を知ったときは、身体障害またはその原因・事由等の具体的状況を、遅滞なく書面により保険会社に通知することを定めています。
切替え前に発見されていた事故については、切替え後のこの保険では対象となりません。つきましては、切替え前に、現在ご加入の保険会社に必ず通知をしておくようご注意ください。

②現在ご加入の保険が「損害賠償請求ベース」の場合、切替え前の事故について、認識していたにもかかわらず保険会社への通知を怠ると保険金が支払われない場合があります。

損害賠償請求ベース:「保険期間中に損害賠償請求がなされること」を保険金支払いの条件とする契約
発見ベース:「保険期間中に事故が発見されること」を保険金支払いの条件とする契約

本保険は発見ベースのため、現在ご加入の保険が「発見ベース」の場合には、切替えにあたって特段の問題はありませんが、現在ご加入の保険が「損害賠償請求ベース」の場合、切替え前の事故について認識していた場合には切替え前の保険会社に対して、あらかじめ通知をしていただく必要があります。通知を怠ったまま切替え後に損害賠償請求された場合には、本保険のお支払い対象外となる場合がありますので切替えにあたりましては現在ご加入のご契約内容をよくご確認いただきますようお願い申し上げます。

●ご注意いただきたい事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービスは行いません〉
この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

ご加入の際のご注意

●告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(代理店には、告知受領権があります。)

●通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●他の保険契約等がある場合
この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

●保険金請求の際のご注意
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱保険代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)
※個人情報の取扱いに関するご案内(加入依頼書に記載)をご確認ください。

〈重大事由による解除について〉
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

〈補償の重複に関するご注意〉
補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

このパンフレットは、勤務医師賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款および医師特別約款に基づく契約)およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介したものです。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款およびセットされる特約条項によりますが、ご不明な点がありましたら、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

勤務医師賠償責任保険 事故時連絡先

東京海上日動火災保険株式会社
本店損害サービス第一部・医療賠責損害サービス室
03-3515-7523
(受付時間:平日9時から17時)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
ナビダイヤル **0570−022808**〈通話料有料〉
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分〜午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

所得補償

「保険金をお支払いする主な場合・保険金 をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの［補償の概要等］（P14）をご確認ください。

●ケガまたは病気により**就業不能となり、その期間が免責期間（保険金をお支払いしない期間）を超えた場合に被保険者が被る損失（就業不能となることにより生じた損失）について保険金**をお支払いします。

※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

特　長

1 国内・国外・業務中・業務外を問わず補償の対象となります

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気・ケガで仕事を休まれた場合でも、
保険金をお支払いします。

2 様々な病気・ケガが対象となります

国内外問わず交通事故やスポーツ中のケガはもちろん、
様々な病気による就業不能を補償します。

3 入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を
受けていることにより、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

4 ご加入の際、医師の診査はありません

健康状態告知書に健康状態を正しくご記入くださるだけで、医師の診査は不要です。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。

5 精神障害の一部も補償

躁うつ病、神経衰弱等一部の精神障害による就業不能が補償対象となります。
（アルツハイマー病の認知症、知的障害、アルコール依存症等は対象となりません。
詳細につきましてはP22をご確認ください。）

6 保険金支払が通算1，000日まで長期補償します

（通算支払限度期間に関する特約）

保険金をお受け取りになっても、通算1,000日分の保険金が支払われるまではその病気等を補償対象外
とせず、ご継続いただけます。
ただし、同一原因の就業不能に対する補償期間（てん補期間）は、最長1年間となります。
この特約は、団体保険のみ付加できる特約です！

●就業不能とは

ケガ等または病気を被り、その治療のために入院（※）していること、または入院以外でそのケガもしくは病気について、医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等記載の職業・職務に全く従事できない状態をいいます。
ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治ゆした後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

※「入院」とは ： 医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

被保険者の範囲について

日本糖尿病学会の会員の方とそのご家族*1で、で、団体契約の始期日時点の年齢が以下の方。
(新規)**79**歳まで　(継続)**89**歳まで

*1 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、ご本人と同居されているご親族の方をいいます。ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。被保険者(保険の対象となる方)における用語の解説は、P14をご参照ください。

●保険金額・保険料など

プラン名	Aプラン	Wプラン
月額保険金額	**1**口**10**万円	
加入限度口数	**15**口*1	
保険期間	**1**年間	
てん補期間*2	免責期間終了日の翌日から**1**年	
免責期間*3	就業不能が開始した日から**4**日	
天災補償	なし	あり
年　齢	月額保険料(1口・男女共通)	単位：円
20～24歳	**920**	**940**
25～29歳	**1,040**	**1,070**
30～34歳	**1,270**	**1,310**
35～39歳	**1,570**	**1,620**
40～44歳	**1,950**	**2,000**
45～49歳	**2,290**	**2,360**
50～54歳	**2,640**	**2,720**
55～59歳	**2,800**	**2,880**
60～64歳	**2,910**	**3,000**
65～69歳	**4,420**	**4,550**
70～74歳	**5,950**	**6,120**
75～79歳	**9,100**	**9,360**
80～　歳	**12,370**	**12,710**

※年齢は、団体契約の始期日時点(2020年5月1日)の年齢をいいます。
●加入口数(保険金月額)は、平均月間所得額*4かつ15口の範囲内で設定してください。
●この保険では、新規ご加入時に既にかかっているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)P27の「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。
●過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢等により、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。なお、通算支払限度期間(1,000日)に関する特約がセットされていますので、初年度契約および継続契約の保険期間を通算した保険金のお支払いが1,000日分となるまでは、あらためて告知いただかなくとも、補償内容を拡大しない範囲で継続いただくことができます。
●上記の保険料・保険金額は、医師等基本級別1級の方を対象としたものです。払い込みいただく保険料は職種や年齢によって異なりますので、これ以外の職種の方は、取扱保険代理店または保険会社にお申し出ください。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

*1 月額保険金額が平均月間所得額を超えないよう設定ください。超えた部分に対しては保険金がお支払いできません。平均月間所得額＝(加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる年間総収入(税引き前)－就業不能によって支出を免れる金額－就業不能となっても得られる収入金額)÷12か月
*2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
*3 保険金をお支払いしない期間をいいます。
*4 直前12か月における被保険者の所得*5の平均月額をいいます。
*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

通算支払限度期間(1,000日)に関する特約のしくみ

保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、その病気等を補償対象外とせず、ご継続いただけますので、長期の継続加入が可能な仕組みです。

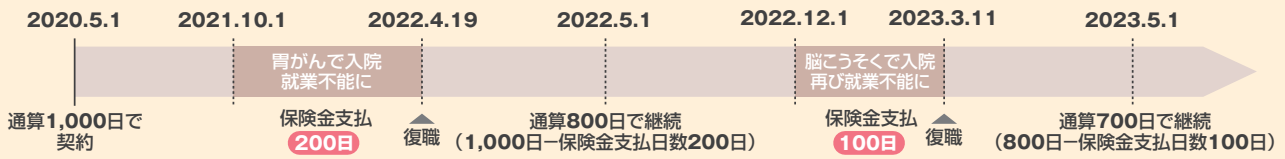

(注1)初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。
(注2)同一原因による就業不能(*)に対する補償期間は、最長1年間となります。
(*)就業不能が終了した後、180日以内にその就業不能の原因となった身体障害によって再度就業不能が発生した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一原因による就業不能とみなします。

お支払事例　下記のお支払事例は、引受保険会社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

〈病気による休業〉　脳梗塞で倒れて**1**月**28**日より入院し**8**月**12**日に退院。その後自宅療養し、**9**月**16**日に仕事に復帰した。

〈ご　加　入　例〉　加入者年齢**43**歳
Aプラン 月額**50**万円(**5**口)に加入
保険料**9,750**円(月額)

お受取りいただく保険金　**375**万円

免責期間(保険金支払対象外期間：4日)
1月28日～1月31日

保険金支払対象期間
2月1日～9月15日

〈計算〉 **50**万円×**7**か月＋**50**万円×**15**日／**30**日＝**375**万円

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

医療補償

「保険金をお支払いする主な場合・保険金をお支払いしない主な場合」についてはこのパンフレットの［補償の概要等］（P.15）をご確認ください。

●思いがけない病気やケガ、意外とかさむ入院の費用。分かりやすい**定額の補償で、あなたとご家族を「病気やケガ」からお守り**します。

特　長

1. 入院保険金が**1回の入院*1につき180日限度**で補償
2. **ご加入時の医師の診査は不要。健康状態の告知のみでご加入できます。**
   ※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。）
3. **先進医療*2**を受けた時に、**保険金・一時金**をお支払いします。
   （パターンM1・M3の場合）

お支払いする保険金の種類　ご加入例　●30歳男性　●ご加入パターン：パターンM1　●月払保険料：2,910円

治療に専念していただくために			
疾病・傷害入院保険金	病気やケガで入院された場合に、1回の入院*1について180日間までお支払いします。	1日につき	10,000円
疾病・傷害手術保険金	病気やケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。 ※傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。	1回につき	外来手術 5万円 入院中の手術 10万円 重大手術*3 40万円
放射線治療保険金	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。		10万円
総合先進医療基本保険金	病気やケガで先進医療*2を受けたときに、保険金をお支払いします。		1,000万円
総合先進医療一時金	総合先進医療一時金は、病気やケガで総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金（一時金）をお支払いします。		10万円
三大疾病などと闘うために			
三大疾病・重度傷害一時金	がんと診断確定※または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷の大ケガで入院した場合にお支払いします。		100万円

※がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。保険金のお支払いは保険期間（ご契約期間）を通じて1回に限ります。なお、2回目以降の保険金の支払いは、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

*1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
*2 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
*3 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料について	パターン名：M1・M2・M3・M4 支払限度期間 180日　保険期間 1年	被保険者の範囲について	日本糖尿病学会の会員ご本人の方とそのご家族＊1で、団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満70歳以下の方。

●保険料は、被保険者の年齢＊2によって異なります。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。
＊1 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、ご本人と同居されているご親族の方をいいます。ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。被保険者（保険の対象となる方）における用語の解説は、P14をご参照ください。
＊2 団体契約の始期日時点（2020年5月1日）の満年齢をいいます。

パターン名	M1			M2			M3			M4		
疾病入院保険金額	10,000円			10,000円			5,000円			5,000円		
疾病手術保険金額	重大手術（＊1）	40万円		重大手術（＊1）	40万円		重大手術（＊1）	20万円		重大手術（＊1）	20万円	
	上記以外の手術	入院中 10万円	入院中以外 5万円	上記以外の手術	入院中 10万円	入院中以外 5万円	上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円	上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円
傷害入院保険金額	10,000円			10,000円			5,000円			5,000円		
傷害手術保険金額	重大手術（＊1）	40万円		重大手術（＊1）	40万円		重大手術（＊1）	20万円		重大手術（＊1）	20万円	
	上記以外の手術	入院中 10万円	入院中以外 5万円	上記以外の手術	入院中 10万円	入院中以外 5万円	上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円	上記以外の手術	入院中 5万円	入院中以外 2.5万円
放射線治療保険金額	10万円			10万円			5万円			5万円		
三大疾病・重度傷害一時金額	100万円			100万円			100万円			100万円		
総合先進医療基本保険金額	1,000万円			—			1,000万円			—		
総合先進医療一時金額	10万円			—			10万円			—		
年　齢	保険料（月払）											
5 ～ 9歳	2,270円			2,160円			1,600円			1,490円		
10～14歳	2,180円			2,070円			1,560円			1,450円		
15～19歳	2,330円			2,220円			1,630円			1,520円		
20～24歳	2,740円			2,630円			1,840円			1,730円		
25～29歳	2,830円			2,720円			1,880円			1,770円		
30～34歳	2,910円			2,800円			1,920円			1,810円		
35～39歳	3,190円			3,080円			2,130円			2,020円		
40～44歳	3,700円			3,590円			2,530円			2,420円		
45～49歳	4,810円			4,700円			3,310円			3,200円		
50～54歳	6,390円			6,280円			4,500円			4,390円		
55～59歳	8,510円			8,400円			5,960円			5,850円		
60～64歳	11,720円			11,610円			8,110円			8,000円		
65～69歳	16,050円			15,940円			11,200円			11,090円		
70歳	21,180円			21,070円			14,600円			14,490円		

医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。
＊1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん補償

「保険金をお支払いする主な場合」についてはこのパンフレットの［補償の概要等］（P.16）をご確認ください。

●**長期にわたる入院と高額な医療費の補償**で、**「がん」から守るプラン**をご用意しました。

特　長

●**がんは通院治療で治す時代です。**

1. **「上皮内新生物」・「白血病」**も補償対象になります。
2. **入院保険金は1日目から支払日数の制限なく**補償します。
3. **20日以上継続して入院し、生存して退院**されたときには、**退院後療養保険金**をお受取りになれます。
4. ❶がんで**三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院**をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。
   ❷**がんで入院（日帰り入院も含む）**をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。
   （1入院について425日が限度となります。①に該当する場合は、通院日数の限度はありません）
5. **条件を満たせば、再発・転移してもがん診断保険金が再度受け取れます。**

お支払いする保険金の種類　ご加入例　●30歳男性　●ご加入パターン：パターンG1　●月払保険料：850円（新規の方）

がんと闘う準備金として
診断保険金

がんと診断確定されたとき*1、入院の有無にかかわらず一時金として

100万円

治療に専念していただくために
入院保険金

がんで入院（日帰り入院も含む）されたとき入院1日目から1日につき

何日でも　**10,000**円

手術に打ち克つために
手術保険金

がんで手術を受けられたとき手術の種類に応じて1回につき

何回でも*2　**10・20・40**万円

お見舞い返しなど退院後の出費に
退院後療養保険金

がんで継続して20日以上入院し生存して退院されたとき

退院後も　**10**万円

通院時の医療費や交通費などに
通院保険金

①がんで三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。
②がんで入院（日帰り入院も含む）をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。

1日につき*3　**10,000**円

高額な出費に備えて
がんと診断確定され、以下の治療等を行った時

抗がん剤治療保険金	月額*4	**10**万円
がん患者申出療養保険金*5	保険期間通算	**3,000**万円
がん先進医療保険金*6	保険期間通算	**1,000**万円

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD−10（2003年版）準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。また、同一被保険者についてがん診断保険金の支払は保険期間を通じて1回に限り、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
*2 手術の内容・種類によっては回数の制限やお支払いの対象とならない場合があります。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。
*3 一回の入院の原因となったがんの治療を目的とする通院について、425日が限度です。（① に該当する場合は、通院日数の限度はありません）
*4 60か月限度で、診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院を行った場合、公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院を行った場合。対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
*5 対象となる患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。
*6 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料について	パターン名：G1・G2・G3・G4 保険期間 1年	被保険者の範囲について	日本糖尿病学会の会員ご本人の方とそのご家族＊1で、団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満70歳以下の方。

●保険料は、被保険者の年齢＊2によって異なります。また、がん補償には、下記に記載されたとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。（「初年度保険料」の保険料）。更新される方は「2年度目以降保険料」の保険料となります。（次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。）。
●本保険は介護医療保険料控除の対象となります。
＊1 配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、ご本人と同居されているご親族の方をいいます。ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。被保険者（保険の対象となる方）における用語の解説は、P14をご参照ください。
＊2 団体契約の始期日時点（2020年5月1日）の満年齢をいいます。

パターン名	G1		G2		G3		G4	
診断保険金額	100万円		100万円		100万円		100万円	
入院保険金日額	10,000円		10,000円		5,000円		5,000円	
手術保険金額	40/20/10万円		40/20/10万円		20/10/5万円		20/10/5万円	
退院後療養保険金額	10万円		10万円		10万円		10万円	
通院保険金日額（拡大特約付）	10,000円		10,000円		5,000円		5,000円	
抗がん剤治療保険金額	10万円		10万円		10万円		10万円	
患者申出療養保険金額	3,000万円		—		3,000万円		—	
がん先進医療保険金額	1,000万円		—		1,000万円		—	
年　齢	初年度保険料	2年度目以降保険料	初年度保険料	2年度目以降保険料	初年度保険料	2年度目以降保険料	初年度保険料	2年度目以降保険料
5 ～ 9歳	360円	460円	300円	390円	290円	370円	230円	300円
10～14歳	440円	560円	380円	490円	360円	460円	300円	390円
15～19歳	410円	530円	350円	460円	340円	430円	280円	360円
20～24歳	390円	510円	330円	440円	330円	410円	270円	340円
25～29歳	570円	740円	510円	670円	460円	600円	400円	530円
30～34歳	850円	1,110円	790円	1,040円	680円	900円	620円	830円
35～39歳	1,350円	1,800円	1,290円	1,730円	1,100円	1,450円	1,040円	1,380円
40～44歳	2,100円	2,800円	2,040円	2,730円	1,710円	2,260円	1,650円	2,190円
45～49歳	2,970円	3,940円	2,910円	3,870円	2,400円	3,180円	2,340円	3,110円
50～54歳	4,250円	5,670円	4,190円	5,600円	3,470円	4,610円	3,410円	4,540円
55～59歳	6,120円	8,150円	6,060円	8,080円	5,000円	6,650円	4,940円	6,580円
60～64歳	8,780円	11,700円	8,720円	11,630円	7,140円	9,520円	7,080円	9,450円
65～69歳	11,160円	14,860円	11,100円	14,790円	9,190円	12,230円	9,130円	12,160円
70歳	14,020円	18,660円	13,960円	18,590円	11,570円	15,400円	11,510円	15,330円

がん補償のがん先進医療特約と医療補償の総合先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間（ご契約期間）の初日からその日を含めて**90日**（待機期間）を経過した日の翌日の午前0時より前までにがんと診断確定された場合、保険金はお支払いできません。

ご加入者向けサービス

自動セット　団体総合生活保険に加入した場合、すべてのサービスが対象となります。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日　携帯・PHS OK 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。　*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間（いずれも土・日・祝日・年末年始を除く）

■暮らしの情報提供　午前10時～午後4時　■税務相談　午後　2時～午後4時
■法律相談　■社会保険に関する相談　午前10時～午後6時

携帯・PHS OK 0120-285-110

介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

■電話介護相談　■各種サービス優待紹介　午前9時～午後5時

携帯・PHS OK 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

ご注意ください

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 また、初年度契約および維続契約の保険期間を通算した期間中の保険金のお支払いは、東京海上日動通算で1000日を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業不能*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能*4 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*3 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *1 「天災危険補償特約（所得補償用）」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。 *3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。 *4 所定の精神障害についてはお支払いの対象となります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。（婚約とは異なります。）

a.婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

（2）親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）。

医療補償

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合
医療補償基本特約	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数＊1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数＊1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数＊2を限度（傷害入院免責日数＊1は含みません。）とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 ＊1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ＊2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
医療補償基本特約	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 ＊1傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数＊1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数＊1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数＊2を限度（疾病入院免責日数＊1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 ＊1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ＊2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
医療補償基本特約	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 ＊1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。
医療補償基本特約	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療＊1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 ＊1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療＊1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料＊2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 ＊1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養＊3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 ＊3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療
総合先進医療特約	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。
重度傷害一時金特約	三大疾病・重度傷害一時金	病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物（がん）と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。

保険金をお支払いしない主な場合

- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ＊1
- 保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ
- 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- **無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ
- 精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- アルコール依存および薬物依存
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ＊2＊3等

＊1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
＊2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。
＊3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- 入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- 退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療＊1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件＊2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
＊1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
＊2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- 粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※予告なく変更・中止となる場合があります。

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がんと診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

［この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。］

【ご注意】この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院（日帰り入院も含む）を開始された場合** ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術*1を受けられた場合** ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、**生存して退院した場合** ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院についてはがん退院後療養保険金をお支払いできません。
がん通院保険金		がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院（日帰り入院も含む）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含む）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。）。 *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合
抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療をした日の属する各月*2について抗がん剤治療を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療をされた場合は、新たに抗がん剤治療を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件の全てを満たす入院または通院をいいます。 ●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ●公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。
がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii.評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療
がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定め施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※予告なく変更・中止となる場合があります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み（契約概要）

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2.基本となる補償および主な特約の概要等（契約概要）（注意喚起情報）

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意（注意喚起情報）

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●携行品特約　●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約　●救援者費用等補償特約　●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）　●がん葬祭費用補償特約●育英費用補償特約　●学業費用補償特約　●疾病による学業費用補償特約　●医療費用補償特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定（契約概要）

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません＊1。

[所得補償]
所得補償基本特約の保険金額は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊3の平均月額をいいます。
＊3 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5.保険期間および補償の開始・終了時期（契約概要）（注意喚起情報）

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み（契約概要）

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法（契約概要）（注意喚起情報）

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について（注意喚起情報）

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7.満期返れい金・契約者配当金（契約概要）

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務（注意喚起情報）

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧] ★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

項目名＼基本補償・特約	所得補償	医療補償 がん補償
生年月日	★	★
性　別	－	★
職業・職務＊1	☆	－
健康状態告知＊2	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等＊3」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。
＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

[所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保

険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
所得補償、医療補償、がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4.その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5.事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・東京海上日動の定める就業不能状況記入書

・東京海上日動の定める就業障害状況報告書

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・附加給付の支給額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・所得を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

3.保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル **0570-022808**<通話料有料>
IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

“事故は119番ー110番”

携帯・PHS OK **0120-119-110**
受付時間:24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険期間
□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	所得補償	医療補償	がん補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	○	○
□加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?	○	—	—
□保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか?なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	○	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?	○	○	○
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○

3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

健康状態告知事項

所得補償、医療補償、がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合＊には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。「告知の大切さに関するご案内」をご確認のうえ、ご回答ください。

＊ 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

■所得補償、医療補償にご加入される方はご回答ください。

質問1

●告知日（ご記入日）より過去3か月以内に入院をしたこと、または手術を受けたことはありますか。
●現在入院または手術の予定（医師から勧められている場合を含みます）はありますか。
（※）正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし ↓

質問2

告知日（ご記入日）より過去2年以内に
【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気・症状のため、医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

なし ↓ （注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

質問3

告知日（ご記入日）より過去2年以内に
【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【B表】の病気・症状のため、医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。
（被保険者本人で「あり」の場合には、ア～エのうち該当するもの全てに○をつけてください。）
（注）検査結果が異状なしだった場合は「なし」となります。

なし ↓

お引受けできます。
加入依頼書枠内の署名欄にご署名ください。

あり ↓

お引受けすることができますが、質問3で、○をつけたア～エに対応する【C表】の病気・症状が補償対象外（特定疾病等不担保特約セット）となります。ご同意いただける場合は、加入依頼書枠内の署名欄にご署名ください。
※主治医が【C表】の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しても、補償の対象外となりますのでご注意ください。

■がん補償にご加入される方はご回答ください。

質問1

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。＊1
＊1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例
がん：悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん：上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

なし ↓

質問2

下記の質問にお答えください。
（別表に記載の病気・ケガは告知の対象外となります。）

●告知日（ご記入日）より過去3か月以内に、医師の診察を受けた結果、服薬・治療・検査・入院・手術を受けたこと、またはすすめられたことがありますか。
●告知日（ご記入日）より過去2年以内に健康診断・人間ドックを受けて、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます）を指摘されたこと、または医師の診察の結果、定期的な診察・検査を受けるよう指摘されたことがありますか。
●告知日（ご記入日）より過去5年以内に、病気やケガで、「継続して7日以上」の入院をしたこと、または手術を受けたりすすめられたことがありますか。

1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし ↓

お引受けできます。
加入依頼書枠内の署名欄にご署名ください。

	【A表】お引受けできない病気・症状
悪性新生物	●がん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む） ●上皮内がん（上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む）
循環器系の病気・症状	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む） ●心臓病（狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む）　●動脈の疾患（動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む）
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍　●十二指腸潰瘍　●肝炎（A型肝炎をのぞく）　●肝硬変　●慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく（気管支喘息）（プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合）　●慢性気管支炎　●肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全　●腎硬化症　●慢性腎炎　●ネフローゼ
眼の病気・症状	●眼底出血　●網膜の病気
その他の病気・症状	●糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含む）　●結核　●免疫不全症　●メニエール病　●認知症（アルツハイマー病を含む） ●精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）　●脳・神経の病気（アルコール・薬物依存を含む） ●膠原病（全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む）　●厚生労働省指定の難病（指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方）

【B表】条件付でお引受けできる病気・症状
ア. 高血圧症、脂質異常症（高脂血症）
イ. 白内障、緑内障
ウ. 脊椎、背骨および椎間板の障害（脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む）
エ. 前立腺肥大、子宮筋腫

【C表】補償対象外となる病気・症状（＊1）
ア. 脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈＊2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ. 白内障、緑内障 （質問3で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ. 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ. 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

＊1 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
＊2 心房細動は補償の対象となります。

別　表　「がん補償」告知の対象とならない病気・ケガ一覧

加入依頼書の健康状態告知事項にご回答いただく際に使用します。

消化器、口腔の病気等	●そけいヘルニア　●痔　●虫垂炎（盲腸）　●慢性便秘　●口内炎　●舌炎　●手術をしていない胆石症　●A型肝炎（A型を確定できているものに限ります）（＊1）●胃炎（＊1） ●胃カタル（＊1）　●胃酸過多（＊1）　●急性腸炎（＊1）　●急性大腸炎（＊1）　●胃潰瘍（＊2）　●十二指腸潰瘍（＊2）
呼吸器の病気等	●ぜんそく　●急性気管支炎　●急性咽頭炎　●急性へんとう炎　●慢性へんとう炎　●へんとう肥大　●アデノイド　●上気道炎　●副鼻腔炎（ちくのう症）●鼻炎　●花粉症
運動器の病気等	●関節炎　●四十肩　●五十肩　●ガングリオン　●腱鞘炎　●脊柱側弯症　●先天性股関節脱臼　●オスグット病 ●変形性関節症　●後縦靱帯骨化症　●脊柱管狭窄症　●坐骨神経痛　●椎間板ヘルニア　●腰椎すべり症　●腰椎分離症
代謝・免疫の病気等	●糖尿病　●痛風　●高尿酸血症　●脂質異常症（高脂血症）　●関節リウマチ　●急性リウマチ熱（＊1）
目・耳の病気等	●トラコーマ　●結膜炎　●角膜炎　●白内障　●外耳炎　●急性中耳炎
循環器の病気等	●不整脈　●心房細動　●期外収縮　●徐脈　●頻脈　●心雑音　●狭心症　●心筋梗塞　●心臓弁膜症　●心肥大　●高血圧症
泌尿・生殖器の病気等	●遊走腎　●腎下垂　●尿管結石　●腎臓結石　●膀胱結石　●尿道結石　●膀胱炎　●尿道炎　●腎のう胞（＊3）
皮膚の病気等	●水虫　●いんきん　●たむし　●白せん　●たこ　●わきが　●うおのめ　●いぼ　●あせも　●にきび ●しもやけ　●とびひ　●湿疹　●接触皮膚炎　●アトピー性皮膚炎　●じんましん　●帯状疱疹　●ヘルペス
女性の病気等	●妊娠　●子宮外妊娠　●子宮下垂　●子宮脱　●妊娠中毒症　●悪阻　●産じょく熱　●前置胎盤　●胎盤早期剥離 ●死産　●切迫早産　●切迫流産　●早産　●流産　●帝王切開　●不妊症　●更年期障害
感染症・寄生虫病	●インフルエンザ　●かぜ　●水ぼうそう　●風しん　●はしか　●回虫　●ぎょう虫症
ケガ	●全てのケガ（ただし、外傷が原因と特定できる場合に限ります）

（＊1）　治療内容に関係なく現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
（＊2）　入院・手術を行わずに治療し、現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
（＊3）　健康診断・人間ドックによって発見されたもので、要治療との指摘を受けていないものに限り、告知の対象外となります。

加入依頼書　記入例

本依頼書記入日をお書きください。

パンフレット2ページの加入締切日・保険期間をご確認のうえ、中途加入日をお書きください。

必ずご捺印をお願いいたします。

自宅・勤務先どちらのメールアドレスでも結構です。

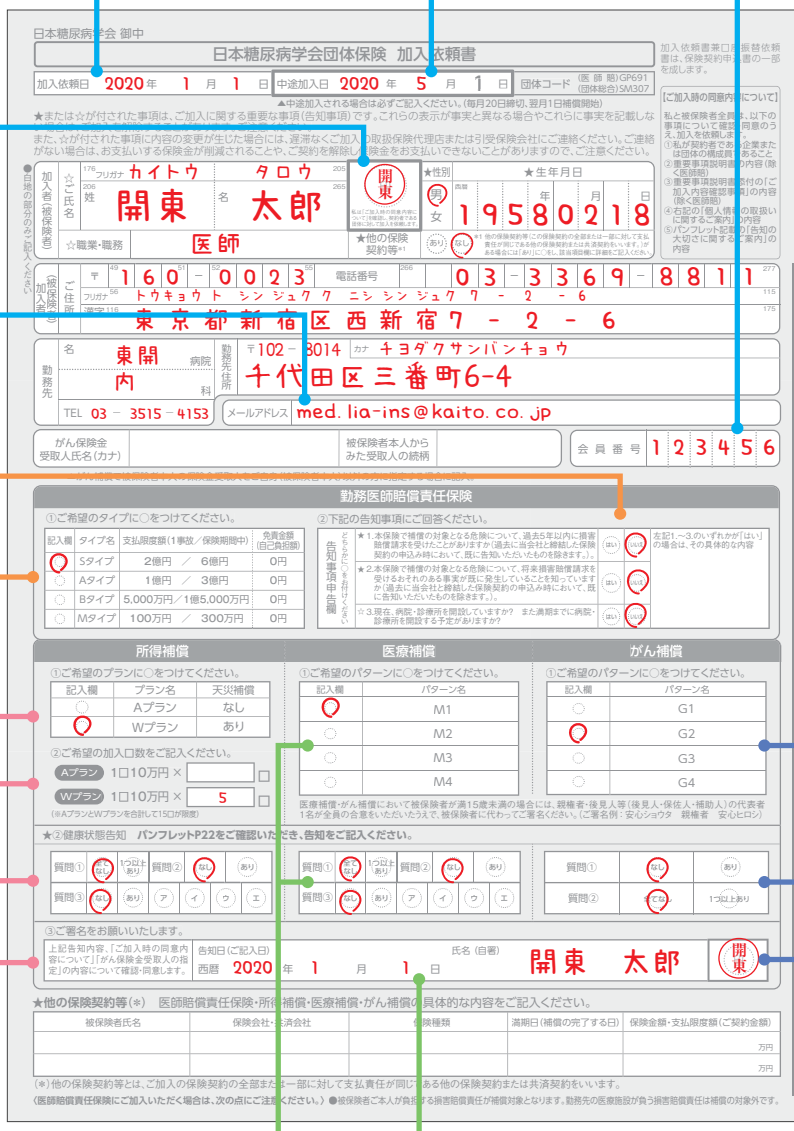

勤務医師賠償責任保険にご加入される方

①ご希望のタイプに○をつけてください。
②告知事項にご回答ください。

所得補償にご加入される方

①ご希望のプランに○をつけてください。
②ご希望の加入口数をご記入ください。
③パンフレット22ページをご確認いただき、告知をご記入ください。
④必ず、ご署名・ご捺印ください。

医療補償にご加入される方

①ご希望のプランに○をつけてください。
②パンフレット22ページをご確認いただき、告知をご記入ください。
③必ず、ご署名・ご捺印ください。

日本糖尿病学会の会員番号を必ずご記入ください。

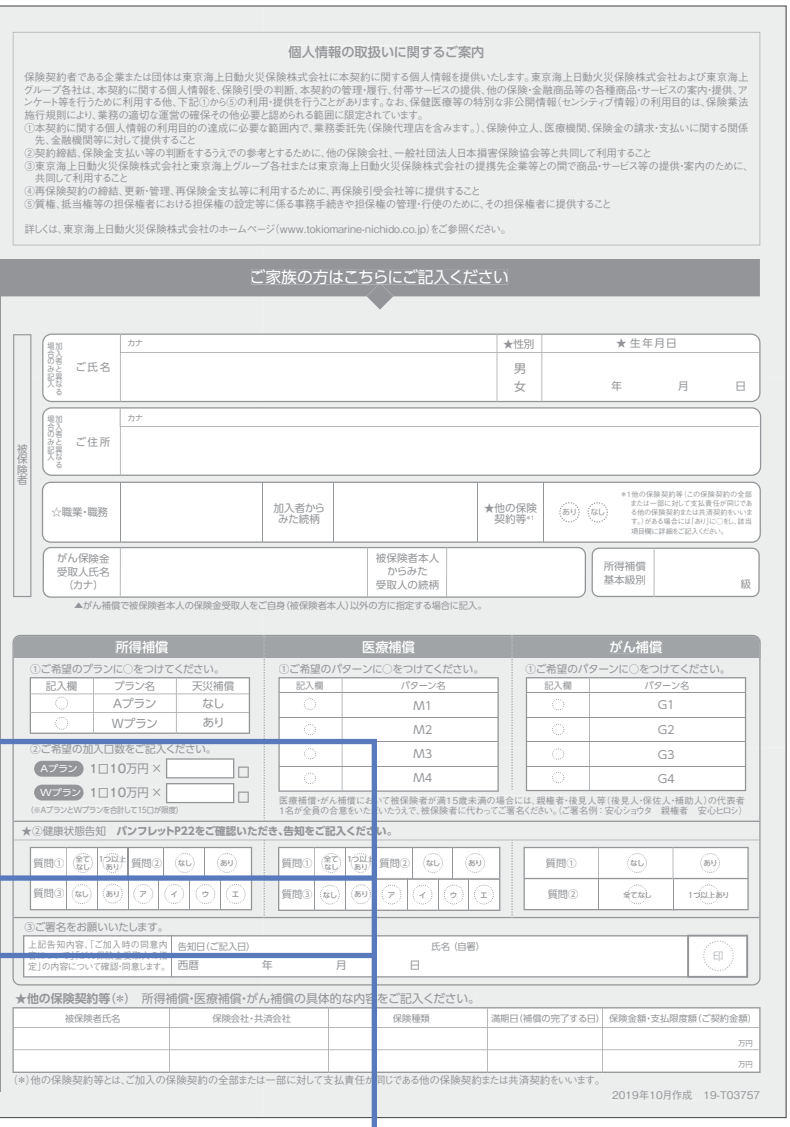

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

ご家族の方はこちらにご記入ください

被保険者

加入者と異なる場合のみ記入 ご氏名	カナ	★性別	★生年月日
		男 女	年 月 日
加入者と異なる場合のみ記入 ご住所	カナ		
☆職業・職務		加入者からみた続柄	
★他の保険契約等*1	あり なし		
がん保険金受取人氏名（カナ）		被保険者本人からみた受取人の続柄	
所得補償基本級別	級		

*1他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合には「あり」に○をし、該当項目欄に詳細をご記入ください。

▲がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身（被保険者本人）以外の方に指定する場合に記入。

所得補償

①ご希望のプランに○をつけてください。

記入欄	プラン名	天災補償
○	Aプラン	なし
○	Wプラン	あり

②ご希望の加入口数をご記入ください。

Aプラン 1口10万円 × □
Wプラン 1口10万円 × □
（※AプランとWプランを合計して15口が限度）

医療補償

①ご希望のパターンに○をつけてください。

記入欄	パターン名
○	M1
○	M2
○	M3
○	M4

医療補償・がん補償において被保険者が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等（後見人・保佐人・補助人）の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。（ご署名例：安心ショウタ　親権者　安心ヒロシ）

がん補償

①ご希望のパターンに○をつけてください。

記入欄	パターン名
○	G1
○	G2
○	G3
○	G4

★②健康状態告知　パンフレットP22をご確認いただき、告知をご記入ください。

質問①	全てなし	1つ以上あり	質問②	なし	あり	質問①	全てなし	1つ以上あり	質問②	なし	あり	質問①	なし	あり
質問③	なし	あり	ア	イ	ウ	エ	質問③	なし	あり	ア	イ	ウ	エ	質問②	全てなし	1つ以上あり

③ご署名をお願いいたします。

上記告知内容、「ご加入時の同意内容」の「ご加入時の同意内容」の内容について確認・同意します。	告知日（ご記入日） 西暦　年　月　日	氏名（自署）	印

★他の保険契約等（*）　所得補償・医療補償・がん補償の具体的な内容をご記入ください。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日（補償の完了する日）	保険金額・支払限度額（ご契約金額）
				万円
				万円

（*）他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

2019年10月作成　19-T03757

がん補償にご加入される方

①ご希望のプランに○をつけてください。
②パンフレット22ページをご確認いただき、告知をご記入ください。
③必ず、ご署名・ご捺印ください。

預金口座振替依頼書　記入例

日本糖尿病学会の会員番号をご記入ください。

本依頼書記入日をお書きください。

必ず金融機関お届け印を押してください。

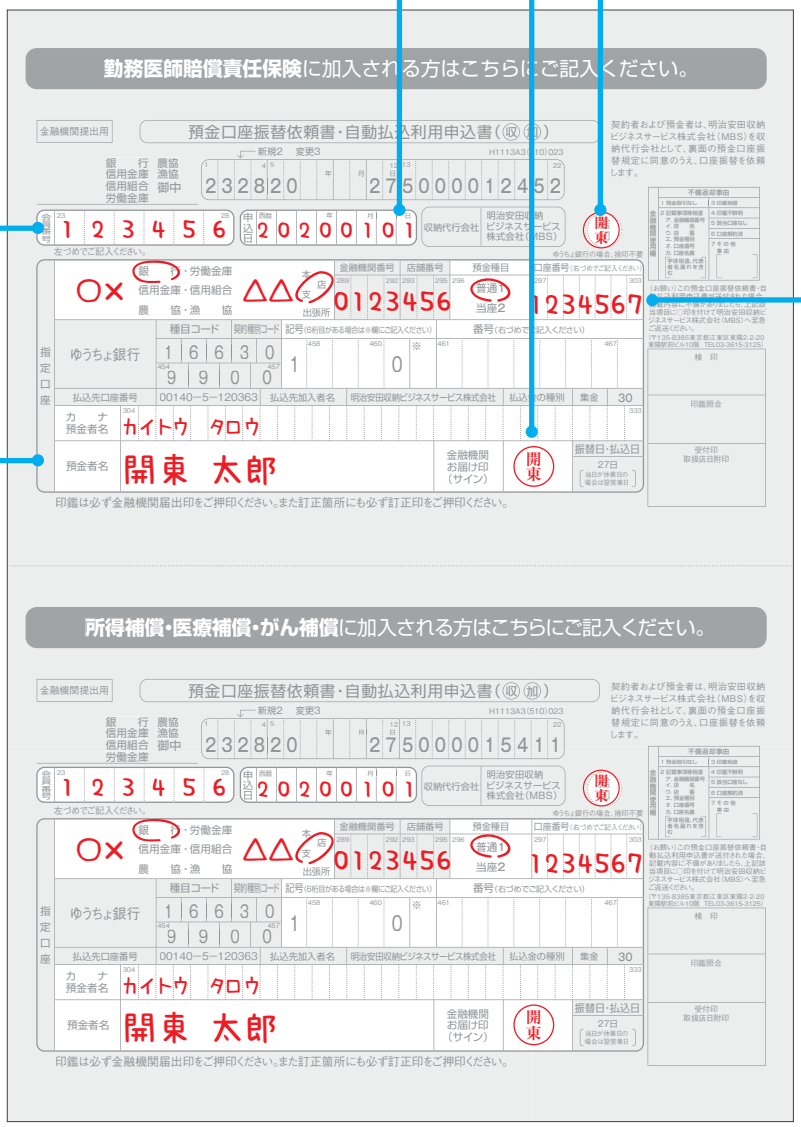

金融機関にお届けの氏名をご記入ください。

口座番号は通帳やカードでご確認の上、右づめでご記入ください。

MEMO

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

●所得補償、医療補償、がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。
*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金を**お受け取りいただけない**ことがあります。*2

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けは次のA～Cのいずれか（がん補償については、AまたはC）になります。

A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C 今回はお引受けできません。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

1. **入院または手術の有無（予定を含みます）**
2. **告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無**
3. **過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無**

等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。
●現在、医師に手術をすすめられている。
●過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
●過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

ご注意ください **告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。**

●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
●告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●所得補償、医療補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。）。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

この保険は、日本糖尿病学会をご契約者とし、日本糖尿病学会会員等を保険の対象となる方とする医師賠償責任保険、団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本糖尿病学会が有します。

このパンフレットは、医師賠償責任保険、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。団体総合生活保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、保険約款によりますが、医師賠償責任保険、団体総合生活保険の内容について、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社までお問い合わせください。